



社会参加プログラム、および、事務局またはコーディネーターの催し物などに参加することで知り得た個人情報および機密情報は、団体、事務局、コーディネーター、および団体の承諾がない限り複製・複写しないものとします。事務局および団体の承諾を得て複製又は複写した場合には、その目的を達成した時、もしくは団体、事務局、またはコーディネーターから求められた時には、返還又は消去するものとします。

## 2.7 情報発信の許諾

社会参加プログラムに関して、ウェブサイト・ブログ・ソーシャルメディア等を利用して情報発信する場合には、事前に団体から許可を得てください。

## 2.8 サービスグラントによる情報発信

サービスグラントは、社会参加プログラムの成果物、社会参加プログラムの進捗状況、参加者の活動内容、ミーティング風景等を、報告書、講演・セミナー等におけるプレゼンテーション資料、ウェブサイト・Facebook ページ等インターネット媒体、出版物、新聞・テレビ等マスメディアの取材対応において使用・提供させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

上記に関して、特定の配慮を必要とする場合、公開を希望されない場合などは、予めサービスグラントへご連絡ください。

## 2.9 報酬・参加費・活動経費について

参加者に対する金銭的な報酬、参加費および活動経費負担の有無については、社会参加プログラム開始時点において、団体と参加者との間で、明確に合意を図るようお願いいたします。

## 2.10 権利の帰属

成果物および社会参加プログラムの活動中に生じた著作物の著作権は、原則として団体に帰属します。参加者が社会参加プログラムに関連して作成した著作物がある場合には、当該参加者は、当該著作物に関する一切の著作権（著作権法第27条および28条の権利を含むがこれに限りません。以下、同様とします。）を団体に譲渡するものとします。参加者は、著作者人格権については、行使しないものとします。

成果物に使用する写真、イラスト等に著作権フリーの素材を使用する場合、団体に対して、素材を入手した出所およびその使用条件を報告するものとします。

## 2.11 納品後の修正・変更等

社会参加プログラムの活動による成果物や著作物の管理・運用等は、すべて団体の責任となり、参加者が責任を負うことはありません。成果物の納品完了後にもかかわらず、団体から参加者に直接修正や変更等の依頼があった場合で、対応が困難な場合は、遠慮なく団体にその旨お伝えください。

## 2.12 パスワードの管理

パスワードは、利用者のデータ保護に不可欠なものです。利用者本人の責任において厳重に管理してください。パスワードは、他人に知られないように管理し、第三者への漏洩防止に努めてください。事務局は、パスワードを用いて行われた情報の入力や社会参加プログラムへの参加等の一切の行為を本人により行われたものとみなします。

## 2.13 コーディネーターとの関係

別途コーディネーターが定める規約がある場合、参加者は、本同意事項のみならず、別途コーディネーターが定める規約を遵守しなければなりません。

## 2.14 問題発生時の対応

社会参加プログラムに関して、何らかの問題を認識された場合は、早めにご報告をお願いいたします。サービスグラントまたはコーディネーターにて、参加者及び団体との合意を踏まえ、可能な範囲で解決策を講じさせていただきます。同時に、団体が参加者の対応等に関して何らかの問題を認識した場合は、改善対応をお願いすることがあります。

## 2.15 損害賠償

本サービスに関するあらゆる場面において、万が一、参加者に事故・損害等が発生した場合でも、団体、事務局およびコーディネーターが損害賠償等をお支払いすることは一切できかねます。

## 2.16 参加の中断および登録の抹消

事務局は、下記に示すような場合には、当該参加者の社会参加プログラムへの参加の中断、および、参加者としての登録を抹消させていただくことがあります。

- [1] 登録いただいた内容に虚偽の内容があると判明したとき
- [2] 参加者が本参加同意事項のいずれかに違反したとき
- [3] 参加者、事務局、団体、コーディネーターなど、本サービスに係る特定の個人や団体等に対して誹謗・中傷となる発言を行ったとき
- [4] 電子メールへの応答が著しく遅い等、社会参加プログラムの進行・開催に大きな影響を及ぼすと判断されたとき
- [5] 社会参加プログラムとの関係の有無にかかわらず、参加者が違法行為を行ったことが判明したとき
- [6] サービスグラント、団体、またはコーディネーターの名称を不正または不当に使用し、サービスグラント、団体、またはコーディネーターの名誉を棄損し、不利益を与え、または迷惑をかけたとき
- [7] 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロおよび特殊知能暴力集団等の反社会的勢力との関連性が合理的に疑われるとき
- [8] その他、前項に掲げる秘密保持、個人情報保護、禁止事項への違反等に関わる行為をしたとき

### 3. プロジェクト・オンラインセッション

#### 3.1 コミュニケーション方法

プロジェクトおよびオンラインセッションにおける情報伝達は、通常、GRANT内メッセージ機能や電子メール等を使用します。参加者は電子メールを1日1回程度以上確認し、迅速に返信をお願いします。

#### 3.2 成果物提供に向けたコミットメント

プロジェクトの場合、参加者は、プロジェクト開始時点で団体と合意した目標の達成に向けて最善の努力を尽くし、プロジェクト完了までの期間、持続的に参画していただきます。オンラインセッションの場合、参加者は、団体と合意した所定のオンラインセッションの実施時間が終了した時点で完了とみなします。

#### 3.3 スケジュールの順守

プロジェクトおよびオンラインセッションの開始時点で団体と合意した期日を守って進行・参加をお願いします。ただし、団体と合意のもとスケジュールの変更を行うことは可とします。

#### 3.4 進捗状況の確認

事務局またはコーディネーターは、プロジェクトおよびオンラインセッションの作業状況や制作途中の成果物の確認などのご連絡を参加者にさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

#### 3.5 第三者の参加

プロジェクトおよびオンラインセッションに関する作業の一部または全部を第三者に依頼する場合は、有償無償に関わらず、事前に候補者、依頼内容および連絡先を団体に連絡し、団体の承認を得てください。

#### 3.6 類似事業・活動への参加の禁止

プロジェクトおよびオンラインセッション完了日以前および完了後6ヵ月以内に、団体の競合団体・類似団体において、プロジェクトおよびオンラインセッションと同等の活動（事業戦略・営業活動・マーケティング等に関する調査・助言等）に参加することはご遠慮ください。

### 4. イベント

#### 4.1 開催日の確認

団体は、イベントの正確な開催日を参加者に対して募集ページにて告知しますので、参加者は日程を確認した上で参加申し込みをお願いします。

#### 4.2 開催日の変更

団体は、予期せぬ事情や不測の事態（自然災害、政治的な不安定、疫病の流行、重大な技術的障害など）が発生した場合に、開催日を変更する権利を留保します。団体は、開催日の変更がある場合は、参加者に対してできる限り早急に通知しますので、参加者は開催日変更の可能性に留意し、日程変更により参加不可となった場合も、速やかに団体へキャンセル連絡をすることとします。

#### 4.3 開催のキャンセル

団体は、重大な理由や不可抗力（自然災害、政治的な不安定、疫病の流行、重大な技術的障害など）によりイベントの開催が不可能な場合には、開催をキャンセルする権利を留保します。開催のキャンセルが発生した場合は、参加者に対してできる限り早急に通知しますので、参加者はそのことを了承するものとします。

#### 4.4 参加者のキャンセルポリシー

参加者が緊急事態や予期せぬ状況に直面し、イベント参加が困難となった場合、各イベントの主催団体に早急にキャンセルの連絡をお願いします。なお、参加費が発生するイベントキャンセル時のキャンセル料の額や適用条件は、イベント毎に団体が定めるものとします。

#### 4.5 コミュニケーション方法

イベントにおける情報伝達手段は、通常、電子メール等を使用します。